議案第９１号

職員の給与に関する条例の特例に関する条例

職員の給与に関する条例の特例に関する条例を別紙のように制定する。

平成２４年１２月１８日提出

小金井市長　稲　葉　孝　彦

（提案理由）

給与改定に伴う平成２４年４月から１２月までの期間に係る公民較差相当分の解消について、平成２５年３月期の期末手当の額で所要の調整を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

職員の給与に関する条例の特例に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、小金井市職員に支給する期末手当について、職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第３号。以下「給与条例」という。）の特例を定めることを目的とする。

（期末手当の特例）

第２条　平成２５年３月に支給する期末手当については、給与条例第１７条第２項の表以外の部分中「１００分の２０」とあるのは「１００分の１６」と、同条第３項中「１００分の２０」とあるのは「１００分の１６」と、「１００分の１０」とあるのは「１００分の６」とする。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２５年３月１日から施行する。

（有効期限）

２　この条例は、平成２５年３月３１日限り、その効力を失う。

議案第９１号資料

２６市の給与改定に伴う所要の調整調べ

（平成２４年１２月１４日現在、単位：月）

市　名	所要の調整 実施時期	本則支給率 Ａ	所要の調整率 Ｂ	調整後支給率 Ａ＋Ｂ	備　　考
小金井市	３月期	0.200	△ 0.040	0.160	
八王子市	１２月期	1.375	△ 0.030	1.345	
立川市	１２月期	1.375	△ 0.030	1.345	
武蔵野市	１２月期	1.375	△ 0.040	1.335	
三鷹市	無	1.375			
青梅市	１２月期	1.375	△ 0.030	1.345	
府中市	３月期	0.200	△ 0.035	0.165	
昭島市	１２月期	1.375	△ 0.030	1.345	
調布市	３月期	0.250			個別調整
町田市	３月期	0.300			実施の方向で調整中
小平市	３月期	0.100			個別調整
日野市	１２月期	1.375	△ 0.025	1.350	
東村山市	１２月期	1.375	△ 0.020	1.355	
国分寺市	３月期	0.250	△ 0.040	0.210	
国立市	３月期	0.250	△ 0.040	0.210	
福生市	１２月期	1.375	△ 0.030	1.345	
狛江市	３月期	0.250	△ 0.033	0.217	
東大和市	３月期	0.250	△ 0.040	0.210	
清瀬市	１２月期	1.375	△ 0.020	1.355	
東久留米市	３月期	0.200	△ 0.030	0.170	
武蔵村山市	１２月期	1.375	△ 0.030	1.345	
多摩市	無	1.375			
稲城市	１２月期	1.350	△ 0.030	1.320	
羽村市	３月期	0.300	△ 0.040	0.260	
あきる野市	１２月期	1.375	△ 0.030	1.345	
西東京市	１２月期	1.375	△ 0.030	1.345	